

京都市の専門家派遣の例

1. 派遣する専門家

マンション管理士、建築士、弁護士などを相談内容に応じて派遣

※マンション関係の3団体（NPO 法人集合住宅改善センター、一般社団法人京都市マンション管理士会、NPO 法人京滋マンション管理対策協議会）に業務委託

2. 相談内容

- ・大規模修繕や建て替えに関する住民間の合意形成の方法
- ・建物にあった修繕の方法
- ・業者の選定方法

※以下の事項は相談を受けていない

- ・修繕工事等の設計書作成・見積書比較診断
- ・工事や管理業務の受注
- ・業者の紹介

3. 派遣回数

1 管理組合につき 6 回以内（最初の派遣日から 1 年間）

※ 派遣実績は、毎年 30 件程度

4. 費用負担

アドバイザー 1 人 1 回につき、交通費相当額として管理組合が 2,000 円を負担

5. 派遣日時等

派遣時間は 90 分。希望する日の 2 週間前までに申し込みが必要。

（要支援マンションの支援）

※ 築 30 年以上のマンションで、以下の①～④のいずれかに当たるもの（要支援マンション）については、専門家を主体的に派遣することにより支援（NPO 法人集合住宅改善センターに委託）

①管理規約がない、②総会又は理事会が開かれていない、③管理費又は計画修繕のための積立金を徴収していない、④大規模修繕工事を実施していない

※ 要支援マンションは市内に 16 件。要支援に該当しなくても、それに準ずるマンションについても主体的に専門家を派遣している。

※ 派遣されるのは、マンション管理士、建築士等の専門家

※ 1 年間の業務委託で実施しているため、1 回の料金等は設定していない